

主な内容

◆平成23年度税制改正大綱

法人実効税率 5 %引き下げへ

◆新年賀詞交歓会 来賓・会員合わせて170名が出席

◆新春講演会 拓殖大学海外事情研究所長 森本 敏氏が講演



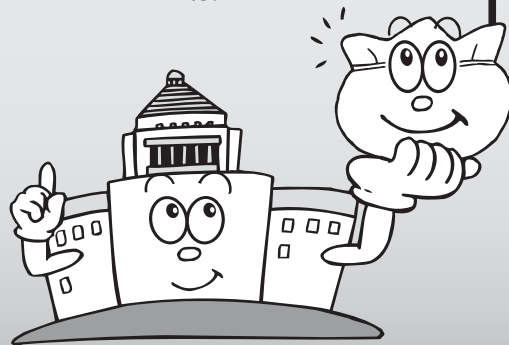
平成23年度

税制改正大綱

法人実効税率5%引き下げへ

政府は昨年十二月十六日、平成二十三年度税制改正大綱を閣議決定しました。

今回の改正では、法人会が強く引き下げを求めていた法人税の実効税率が5%引き下げられるとともに、中小企業の軽減税率が十八%から十五%に引き下げられることとなりました。



法人所得課税

法人実効税率の引き下げ

- ・国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げ。これに伴い、法人税率を20%から25・5%へ4・5%引き下げ

- ・中小法人に対する軽減税率を十八%から十五%へ3%引き下げ

※平成二三年四月一日以後の開始事業年度から適用。中小法人の軽減税率については平成二三年四月一日から同二六年三月三十一日までに開始する事業年度に適用。

減価償却制度の見直し

- ・減価償却資産の定率法の償却率を定額法の償却率（一／耐用年数）を二倍した数（改正前二・五倍した数）へ引き下げ

※平成二三年四月一日以後取得分から適用。

欠損金の繰越控除制度の一部制限等

- ・欠損金の繰越限度額を所得金額の八〇%に制限

- ・中小法人等は制限の対象外

- ・欠損金の繰越期間を九年（改正前七年）に延長

※平成二三年四月一日以後開始事業年度から適用。

貸倒引当金の適用業種の縮小

- ・貸倒引当金の適用法人を銀行、保険会社、その他これらに類する法人および中小法人等に限定

※適用外法人は、現行法による損金算入限度額に対して、平成二三年度三／四、平成二四年度二／四、平成二五年度一／四の引当てを認める経過措置が講じられる。

一般寄附金の損金算入限度額の引き下げ

- ・資本金等の二・五／一〇〇〇相当額と所得金額の二・五／一〇〇相当額との合計額の二／四（改正前一／二）に、資本等を有しない法人の場合には所得金額の一・二五／一〇〇（改正前一・五／一〇〇）にそれぞれ引き下げ

※この改正に伴い特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額について、一般寄附金の縮減額と同額の拡充が行われる。

雇用促進のための税制上の優遇措置の創設

- ・従業員を新規雇用した企業に対し、一人当たり二〇万円を法人税額から控除（ただし、法人税額の一〇%（中小企業等は二〇%）を限度（条件）

- ①年間に雇用者を一〇%以上かつ五人以上（中小企業等は二人以上）増加

- ②会社都合による整理解雇をしていない

- ③年間の給与総額が増えている

※平成二三年四月一日から同二六年三月三十一日の間に開始する事業年度において、当該事業年度末と前事業年度末の数値を比較して適用。

個人所得課税

給与所得控除の見直し

- ・給与所得控除額に上限を設定……年収一五〇〇万円超は二四五万円
- ・法人役員等……年収二〇〇〇万円

超四〇〇〇万円以下の場合、控除額を二四五万円から徐々に縮減年収四〇〇〇万円超は一律一二五万円

※平成二四年分以後の所得税（平成二五年分以後の個人住民税）から適用。

特定支出控除の見直し

・特定支出控除の範囲を拡大し、弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費、図書費、衣服費、交際費等の勤務必要経費（六五万円限度）を追加

・その他適用判定・計算方法の見直し

役員等の退職所得課税の見直し

・勤続年数五年以下の役員等の退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の一／二とする措置を廃止

※平成二四年分以後の所得税に適用。個人住民税は二四年一月一日以後に支払われるべきものに適用。

成年扶養控除の見直し

・障害者、要介護認定者、六五歳以上の高齢者、学生等については引き続き控除の対象
・給与収入五六八万円（所得四〇〇万円）から段階的に控除を縮減
・給与収入六八九万円（所得五〇〇万円）以上については廃止

◇現行は二三歳から六九歳まで一律に控除適用

※平成二四年分以後の所得税（平成二五年分以後の個人住民税）から適用。

寄附金税制

・認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）や一定の条件を満たした公益社団法人等、学校法人、社会福祉法人等へ寄附した場合、支出した寄附金のうち二〇〇〇円超部分の四〇％（所得税額の二五％を限度）を所得税から控除（個人住民税についても一〇％を控除）

※平成二三年一月以後の寄附分から適用。

資産課税

相続税

基礎控除の引き下げ

・基礎控除を三〇〇〇万円＋六〇〇万円×法定相続人数（改正前五〇〇万円＋一〇〇〇万円×法定相続人数）へ引き下げ

※平成二三年四月一日以後の相続又は遺贈から適用。

税率構造の見直し

・最高税率を五五％（改正前五〇％）

に引き上げるとともに、税率区分を八段階（改正前六段階）に細分化

※平成二三年四月一日以後の相続又は遺贈から適用。

未成年者控除および障害者控除の引き上げ

・未成年者控除を二〇歳までの一年につき二〇万円（改正前六万円）に引き上げ

・障害者控除を八五歳までの一年につき一〇万円（改正前六万円）に引き上げ

なお、特別障害者については二〇万円（改正前十二万円）に引き上げ

※平成二三年四月一日以後の相続又は遺贈から適用。

贈与税

税率構造の見直し

・直系卑属（二〇歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造を緩和。最高税率を五五％（改正前五〇％）に引き上げ

※平成二三年一月一日以後の贈与から適用。

相続時精算課税制度の見直し

・受贈者の範囲に二〇歳以上の孫（改正前法定相続人のみ）を追加
・贈与者の年齢要件を六〇歳以上（改正前七〇歳以上）に引き下げ

正前六五歳以上）に引き下げ
※平成二三年一月一日以後の贈与から適用。

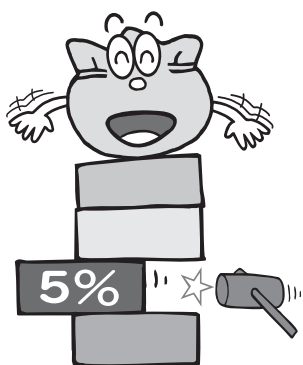
環境関連税制

地球温暖化対策のための課税の特例

現行の石油石炭税に、CO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設定

上乗せ税率は次のとおり
・原油および石油製品……一キロリットルあたり七六〇円
・ガス状炭化水素……一トンあたり七八〇円
・石炭……一トンあたり六七〇円

※平成二三年十月一日から実施。所要の経過措置が講じられる。



☆記事内容についての問い合わせは……
四方（よも）税理士事務所
TEL 〇三―五八〇―二二〇五〇

平成22年分 確定申告のお知らせ

◎申告書の提出期限及び納税の期限は

所得税・贈与税 3月15日(火) まで
個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(木) まで

3月に入りますと、税務署は大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。

申告書はe-Tax（国税電子申告・納税システム）又は郵送等でも提出できます。

納税には便利で安全な振替納税をご利用ください。

所得税と消費税等の納税は、ご自分の預貯金口座から自動的に引き落とす振替納税をご利用ください。

【手続】納期限までに、税務署又は金融機関に備え付けてある「口座振替依頼書」に必要事項を記載して税務署に提出（送付）してください。

◎ 2月20日(日)・2月27日(日)にも、次の業務を行います。

確定申告書作成のアドバイス・申告書の受付・確定申告書用紙の配付（署内での納税はできません）

日野法人会会員の皆様へ

日野税務署

御社の社員の皆様への確定申告情報提供のお願い

～申告書の作成もできる国税庁ホームページのご案内～

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、「確定申告特集ページ」が開設されていますが、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に給与所得者の皆様へのお知らせを掲載しています。最近では会社員の方でも確定申告をする方が増えており、そのような方に、申告書が簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」のご案内をするものとなっています。

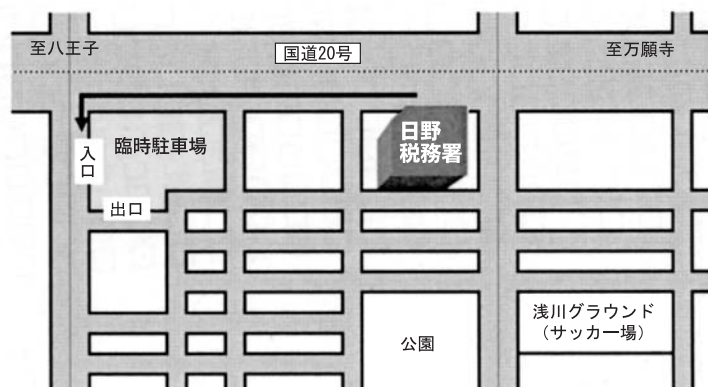
つきましては、御社の社員の皆様に次の方法で情報提供していただくようご協力をお願いいたします。

- ① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集ページ」のバナーをクリック
- ② 「源泉徴収義務者の方へ」をクリック
- ③ 給与所得者の皆様へのお知らせをダウンロード（7種類のデータの中からお選びください。）
- ④ 回覧、配付、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

※「給与所得者の皆様へのお知らせ」は、次のページにも掲載しています。

◎確定申告期間中の駐車場の ご利用について

2月16日から3月15日までの間、税務署の駐車場のご利用はできませんので、臨時駐車場をご利用ください。



あなたの確定申告をサポートします ～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

国税庁では、「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」など、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、より分かりやすく、便利なサービスをご利用いただけるように、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に、「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続が流れに沿って理解できるように説明しています。

○ 医療費控除の還付申告

○ 住宅ローン控除の還付申告

また、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へ、すぐにアクセスでき、とても便利です。



■申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」にアクセスすれば、申告書の作成が便利です。

○ パソコンで24時間いつでも使える

○ 画面上の指示に従って入力すれば、税額などは自動計算

○ 作成途中のデータも保存できる

《作成が終わったら》

○ 印刷して郵送等で提出又はe-Tax（電子申告）を利用してインターネットで送信



さらに、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して所得税の確定申告をすると、こんなにいいこと。



※ e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。

- ① 最高5,000円の税額控除
（平成19年分から21年分で当控除を受けた方は受けられません）
- ② 国税庁ホームページから電子申告
- ③ 添付書類の提出省略
（3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります）
- ④ 還付金がスピーディー
（3週間程度に短縮）

■そのほかにもできること、いろいろ

- 確定申告書の用紙をダウンロードする。
- 確定申告の手引きをダウンロードする。
- 税法の取扱いをタックスアンサーで調べる。
- 税務署の所在地等を調べる。

■動画と図解で、分かりやすく解説

インターネット番組「Web-TAX-TV～ジャンルで選べる税金ガイド～」では、動画と図解で税について分かりやすく解説する番組を配信しています。

今年是新公益法人スタート元年の年 新年賀詞交歓会盛大に開催

来賓・会員合わせて170名が出席



新年の挨拶をする大木会長

2011年の年明けを祝って恒例の新年賀詞交歓会が、1月7日京王プラザホテル多摩において盛大に開催されました。大木会長より、今年は法人会にとって新公益法人スタート元年の年だろうと思えます。昨年10月29日に東京都の公益認定等審議会へ移行認定申請書類の提出を行いました。このまま進めば3月の審議会へ上程されるのではないかと思います。そこで認定されれば、登記を済ませて4月1日には公益社団法人日野法人会として新たなスタートできるのではないかと考えております。今後、更に地域に密着した活動を行い、会の活性化に務め、ステータスを持ったしっかりとした法人会の一步を踏み出したいと思っておりますとの挨拶がなされた。

当日は、来賓として後本一幹日野税務署長、安藤敏朗八王子都税事務所長、馬場弘融日野市長、阿部裕行多摩市長、石川良一稲城市長、長島昭久衆議院議員、山花郁夫衆議院議員(代理)、櫛渕万里衆議院議員他関係官公庁、税理士会をはじめとする税務関係諸団体、厚生制度受託会社など多数を迎え、会員合わせて170名が出席いたしました。



長島衆議院議員



石川稲城市長



阿部多摩市長



馬場日野市長



安藤八王子都税事務所長



後本日野税務署長



なごやかな懇親会場

講演する森本敏氏



多くの会員・市民の方々が聴講

新春講演会

拓殖大学海外事情研究所長
森本 敏氏が講演

東アジアの真の危機は日本の国内政治が極めて不安定であることだと指摘。国家のありようを明確にして国益を示し、国論を統一して一貫した政策を進めていく必要を力説した。

1月7日新年賀詞交歓会の第一部で拓殖大学海外事情研究所長・同大学院教授の森本敏氏を講師に迎え「直面する国際情勢と日本経済・外交」と題し新春講演会が開催されました。森本敏氏は安全保障問題の第一人者。最近の東アジア情勢緊迫化の要因は、中国と北朝鮮で2012年にリーダーが交代するのを予期して、国内路線の変更を強いられいている結果ではないかと分析。北朝鮮による昨年11月の韓国島砲撃は、金正恩の実績づくりと見ており「さらに軍事的挑発活動を行わないという保証はない」と語り、今後も東アジアの緊張は続くとする。こうした中で日本の安全保障はどうか。

新年賀詞交歓会の席上にて、 第1回「税に関する 絵はがきコンクール」 表彰

女性部会主催による第1回「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が、1月7日新年賀詞交歓会の冒頭で行われました。このコンクールの趣旨は、我が国の将来を担う子供たちに税金を正しく理解してもらうことを目的に、昨年8月に開催された第3回さいきんウォークラリーinよみうりランドへ参加した子供たちをおもな対象に税金をテーマとして募集しました。



法人会長賞を受賞した栗原陽菜さん



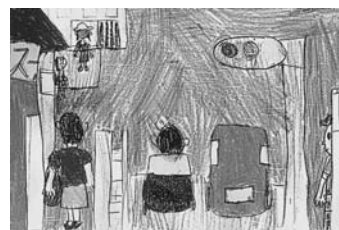
田島 七海さん
(日野市立日野第二小4年)

社団法人
日野法人会女性部会長賞



山梨 舞子さん
(日野市立日野第二小6年)

日野税務署長賞

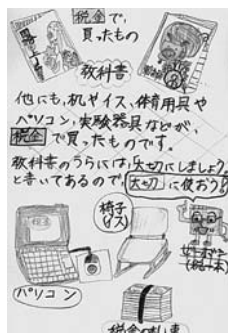


栗原 陽菜さん
(日野市立旭が丘小1年)

社団法人
日野法人会会長賞



田辺 りおさん
(多摩市立永山小1年)



赤木 舞さん
(日野市日野第二小5年)



小尾 涼夏さん
(日野市日野第二小6年)



中條 康平さん
(多摩市立多摩第三小6年)

入
選

事業活動報告

阿部多摩市長を講師に新春講演会開催

多摩地区では、1月28日京王クラブにて、多摩市長阿部裕行氏を講師に招いた新春講演会が開催されました。「市民主権のまちづくりについて」をテーマに、地域主権をめざしたこれまでの多摩市の取り組み、これからのまちづくりにおける基本的な考え方について、講演いただきました。



講演する阿部市長

法人税調査での指摘事項

日野地区第3支部では、1月20日サカエヤにて中嶋審理担当上席を講師に、法人税調査での指摘事項をテーマとして、みなす役員に対する給与、役員退職給与、過大役員退職給与など具体事例を基に解説いただきました。



日野地区第3支部

12~1月

経営セミナー — 青年部会 —

青年部会では、12月1日関戸公民館にて、経営セミナーが開催されました。

(有)ジャックコーポレーション代表取締役林将貴氏を講師に招き、「これからの東アジアの中での中小企業の生き残りをかけて」と題し講演いただきました。



地区別税務研修会

— 女性部会 —

女性部会では、必ず役立つ最近の税務情報をテーマとして、身近な相続・贈与税、最近の税務調査への取り組みについて、日野税務署の資産課税第1部門柳田統括官、法人課税第1部門矢部統括官を招き、地区別に税務研修会を開催いたしました。



日野地区 12月3日
多摩信用金庫高幡不動産支店



多摩地区 12月2日
京王クラブ



稲城地区 12月15日
稲城市地域振興プラザ

早春の南房総一泊研修会

— 女性部会 —

女性部会では、会員相互の親睦と交流を目的として1月23日から24日にかけて、南房総鴨川方面への一泊研修会が開催されました。

見返り美人図で有名な浮世絵師菱川師宣記念館の見学や安房小湊での誕生寺参拝、二日目は花俱樂部でのポピーや金魚草などの花つみなど有意義な二日間を過ごしました。



誕生寺にてガイドさんから説明を



花俱樂部にて花つみも

新入会員のご紹介

平成22年10月～

入会しましたどうぞよろしく

株式会社 エスアールエル 立川市曙町2-41-19 ☎ 042-526-7100 サービス業 日野地区第2支部所属	ツアーオンライン株式会社 立川市上砂町5-33-2-106 ☎ 042-538-5870 ホームページ制作・レンタルサーバー 日野地区第10支部所属	株式会社 プロメテウス 日野市三沢2-28-21 ☎ 042-592-1474 教育 日野地区第11支部所属	株式会社 権左工門 多摩市一ノ宮1-23-5 ☎ 042-400-0403 飲食業 多摩地区第2支部所属
有限会社 宇龍企画 多摩市永山2-27-1 ☎ 042-374-2888 不動産管理業 多摩地区第6支部所属	株式会社 ヒラサワ 稲城市矢野口3750-105 ☎ 042-379-9351 食肉卸 稲城地区第1支部所属	株式会社 げんぱん 稲城市矢野口2622-6 ☎ 042-370-8740 持ち帰り弁当・宅配 稲城地区第1支部所属	有限会社 クリエイティブ・ピシーズ 稲城市百村1621-3 ☎ 042-379-9895 広告企画制作・出版編集他 稲城地区第2支部所属
株式会社 ベスコ 稲城市若葉台1-14-8-202 ☎ 042-350-6781 建設業 稲城地区第3支部所属	IU TRADING 株式会社 稲城市若葉台1-58-10 ☎ 042-350-1806 貿易商社 稲城地区第3支部所属	東京都民銀行稲城支店 稲城市大丸92 ☎ 042-377-1321 銀行業 稲城地区第4支部所属	有限会社 ジョゴ 稲城市大丸2211-27 ☎ 042-378-8231 スポーツ用品販売 稲城地区第4支部所属

労働保険の 加入手続きはお済みですか？ (一人でも雇ったら、 入ろう。労働保険。)

労働保険（労災保険と雇用保険との総称）は、労働者のセーフティネットとして、労働者の思わぬ労災事故の補償や予期せぬ失業をサポートすることにより、労働者の生活や雇用の安定を図るものです。

労働者を1人でも雇用した場合には、事業主は労働保険の加入手続きが義務付けられています。未だ、加入手続きがお済みでない事業主の方は、速やかに加入手続きをお願いいたします。

お問い合わせは……

●労災保険については、
八王子労働基準監督署
☎ 042-642-5296

●雇用保険については、
ハローワーク八王子
☎ 042-648-8624

平成22年版「中小企業の賃金・退職金事情」 頒布のお知らせ

東京都では毎年、従業員10人～300人未満の都内中小企業を対象に、賃金、初任給、モデル賃金や賞与・諸手当等の調査結果をまとめて「中小企業の賃金事情」を発行しています。22年版では退職金・退職年金、定年制についても調査しております。

公社では、平成22年版「中小企業の賃金・退職金事情」を賃金や労働時間などの労働条件を検討する際の参考資料としてご活用いただけるよう、東京都の承認を得て、下記のとおり限定複製出版いたします。この機会に、是非、ご購入ください。

記

- 規 格 A4版（143ページ）
- 価 格 1冊 500円（税込、送料別）
- 申込方法 ご希望の方は、FAX（下記申込書記入）・Web・電話にて下記の5項目をご連絡ください。
①希望冊数 ②事業所名 ③送付先住所
④申込者氏名 ⑤電話番号
(月～金 9:00～17:00)
- 申 込 先 財団法人東京都中小企業振興公社
総合支援部 企業人材支援課 企業人材支援係
〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9
東京都秋葉原庁舎4階
電話 03-3251-9364 Fax 03-3251-7888
<http://www.tokyo-kosha.or.jp>

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

え？ホームページ？

売上げに繋がらないからいらないよ

本当に

パソコンが難しいからHPはいらない！

でしょ？

費用が高い！

本当に効果あるの？

ブログやツイッターで意味ないでしょ？

ホームページは不要ですか？

正しいIT戦略を行えば、HPで売り上げアップに繋がります！

そのノウハウがA&Dネットワークにあります！



検索

A&D ネットワーク

検索

担当：山下雅弘



お客様の売り上げを上げるホームページ制作
有限会社 A&D ネットワーク

〒191-0016 東京都日野市神明 3-7-19-2F
TEL:042-582-6263 FAX:042-582-6584
HP: <http://www.a-d-network.co.jp/>

〈日野地区
第14支部所属〉

新聞折込広告

のことなら、すべてお任せ！

朝日、毎日、読売、産経、東京、日経 全紙・全国ネット

最先端のネットワークとスピーディーで的確な対応。

デザイン、印刷、折込、マルチメディアまで・・・

あらゆるメディアのニーズにお応えします。

多摩で創業32年

信頼・実績

東京都多摩新聞販売同業組合公認・東京都多摩折込組合員・JARO(社)日本広告審査機構会員

株式会社 多摩朝日折込広告社

Advertising Agency for Plan Produce

〒206-0011 東京都多摩市関戸3-16-3 TEL 042-375-1010(代)

<http://www.tama-asa.co.jp> e-mail info@tama-asa.co.jp

〈多摩地区 第1支部所属〉

東京ヴェルディのサッカーを スタジアムへ観に行こう！

★J1帰還に向けた熱い戦いが始まる！★

2011 J2リーグ 東京ヴェルディ ホームゲーム

第2節(ホーム開幕戦！):vs水戸ホーリーホック 3/13(日) 16:00 @味の素スタジアム

第3節:vs京都サンガ 3/20(日) 13:00 @味の素スタジアム

※味の素スタジアム 東京都調布市西町376番地3 京王線「飛田給」駅より徒歩約5分

東京ヴェルディ 東京都稲城市矢野口4015番地1 TEL:03-3512-1969 Web: www.verdy.co.jp

〈稲城地区 第1支部所属〉



会の動き		2月～3月	2月15日現在
日 時	名 称	会 場	
2月21日(月)	17:30	日野地区市長講演会	日野市役所
	12:00	正副会長会	法人会事務局
	14:00	常任理事会	たましん高幡不動支店
2月22日(火)	15:30	理事会	たましん高幡不動支店
	18:30	青年部会正副部会長・運営専務・委員長会	多摩市健康センター
2月24日(木)	19:00	青年部会理事会	多摩市健康センター
	16:00	広報委員会	法人会事務局
3月2日(水)	16:00	組織委員会	法人会事務局
3月11日(金)	14:00	経営セミナー	たましん高幡不動支店
	16:00	研修委員会	法人会事務局
3月14日(月)	12:00	女性部会理事会	たましん高幡不動支店
3月16日(水)	13:30	法人税講座①	たましん高幡不動支店
3月17日(木)	9:30	決算法人説明会	パルテノン多摩
	13:30	決算法人説明会	パルテノン多摩
3月18日(金)	13:30	法人税講座②	たましん高幡不動支店
3月22日(火)	13:30	法人税講座③	たましん高幡不動支店
3月23日(水)	13:30	源泉部会テーマ別研修会	京王クラブ
	17:00	源泉部会役員会	京王クラブ
3月24日(木)	13:30	法人税講座④	たましん高幡不動支店
3月25日(金)		稲城地区市長講演会	会場未定

決算法人説明会の予定

- 3月17日(木) 午前9時30分～11時30分 パルテノン多摩
午後1時30分～3時30分 パルテノン多摩

- 4月21日(木) 午後2時～4時 日野税務署

新設法人説明会の予定

- 4月14日(木) 午後1時30分～3時30分 日野税務署

表紙紹介

クリスマスローズ

クリスマスローズは寒さに強く、花の少ない冬から春にかけて咲きます。また、花期も長く、日陰に耐えることが出来る貴重な植物です。

写真 広報委員長 熊澤橋一郎

裏表紙 ふれあいウオッチング

「町名地名所旧跡物語④」

馬頭観世音塔

写真・資料提供：稲城市教育委員会

日野法人会へのご意見、ご要望は下記アドレスへお寄せ下さい。

hojinkai@mail.hinocatv.ne.jp

日野法人会の行事予定はホームページで！

日野法人会

検索

http://www.tohoren.or.jp/hino

申し込みは法人会事務局まで
☎ 042-593-9900

経営セミナー

と き 3月11日(金) 午後2時～3時30分

ところ 多摩信用金庫 高幡不動支店 2階

テーマ パソコン安心活用セミナー
—簡単・確実・低コスト
情報セキュリティ入門—

講師 日本電子認証(株)
シニアマネージャー 加来 雅隆 氏

受講料 無料

法人税・消費税講座のご案内

4日間シリーズ

— 法人税・消費税の確定申告書(別表)
の書き方等 —

★日 程 3月16日(水)、18日(金)、22日(火)、24日(木)

★時 間 いずれも午後1時30分～午後4時

★講 師 日野税務署法人課税第1部門
審理担当上席 中嶋 隆浩 氏

★会 場 多摩信用金庫高幡不動店 2階会議室

★受講料 500円、非会員 2,000円
(4回分テキスト代として)

源泉部会テーマ別研修会

★と き 3月23日(水) 午後1時30分

★ところ 京王クラブ 2階ミーティングルーム

★内 容

第1部 源泉実務講座 13:30～14:30

テーマ 税制改正と源泉所得税の誤りやすい事例

講 師 日野税務署 担当係官

第2部 社会保険・労働保険実務講座 14:45～16:45

テーマ 算定基礎届・年度更新について

講 師 特定社会保険労務士 菅沼真奈美 氏

★受講料 無 料

編

集

後

記

個人でも会社でも仕事を頂くのには大変な努力が必要です。学生時代は世界に一つだけの花でも実社会はズブズブの競争社会です。選んでもらう為には努力が必要です。それはともかく若い有能な人が就職出来ないのは国家にとっても損失です。大企業だけが会社ではありません。中小企業も選択肢の中にいれてはどうだろうか？生き甲斐、働き甲斐は働いていく中で感じるもので会社の大小には関係ないと思う。小さくてもキラリと光るものがある。将来性を感じる。そういう中小企業はいくらでもあります。是非そういう会社にも目を向けて欲しいと思います。

広報委員 高無 保雄

ば とう かん ぜ おん とう
馬頭観世音塔

—稲城市指定文化財—

この馬頭観世音塔（ばとうかんぜおんとう）は、多摩川のもと渡船場の近くにあり、渡船を利用する人々が交通安全を祈念して建てたものと思われます。文化13年（1816）に建立され、市内に現存する最古のものです。また最も大型（高さ184cm）の石塔であり、一般的には、方柱形と駒形（石塔の頂部が将棋の駒形をしている）が中心で、「馬頭観世音」と文字だけ彫るものがほとんどであるのに、本格的な浮彫りによって三面八臂を表わした馬頭観世音像はこの石塔のみの貴重な作例です。

馬頭観世音の信仰は江戸時代後半から明治大正にかけて農村に馬が普及し、馬の果たす役割が大きくなったことと深い関係があるといわれています。農作業や荷物の運搬には馬が使われることが多く、それに伴って病気や事故で死んだ愛馬を供養することも増えたと思われます。合わせて旅の安全や五穀豊穡、平和への祈念などの信仰も行われるようになりました。

市内には、文化13年（1816）から昭和39年（1964）約150年間に造られ続けられた馬頭観世音が、旧道沿いを中心として総数45基、各地域に分散して建てられています。そのうち18基が矢野口地区に集中しており、14基は矢野口の渡船場のあった場所に近い旧道に沿ってならんでいます。渡しは川の兩岸を



▲馬頭観世音
（稲城市指定文化財）



▲旧道ぞいに並ぶ馬頭観世音

結ぶ交通路であり、流域の人々にとっては、人や物資等の運搬、耕作場への移動など重要な役割を果たしていました。石塔の台石には願主谷埜口邑（矢野口村）をはじめ、造立に当たって寄進をした近隣の19か村の名前が刻まれていて、この道と渡船場の位置づけをよく物語っていると言えるでしょう。

この石塔は馬の役割と渡船場の重要さを示す資料として市の文化財に指定されています。

（写真・資料提供
稲城市教育委員会）